

特定非営利活動法人
ヒューレック研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ヒューレック研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区原町1丁目10番4号シャトレ・ブーケ902に置く。

(目的)

第3条 この法人は、芸術表現を通じて人々の感性および創造力を育み、教育、福祉、地域貢献の融合を図ることを目的とする。特に、偉人の考え方や生き方をベースに社会的課題や人間の多様性をテーマとしたオリジナルミュージカルの製作・公演を中心とした芸術活動を通じて、人や地域に長く役立つ価値の創出を目指す。また、これらの活動を通じて、子どもや高齢者を含む多様な人々の学びと成長の機会を提供することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 自然隨順を通しての実習や研修
 - (2) 研究会講師、指導者の養成、育成
 - (3) オリジナルミュージカルの製作、公演及び慰問
 - (4) キャリア開発等の研修会の開催
 - (5) 創造力開発のためのワークショップ等の開催
 - (6) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1)モバイル事業
 - (2)化粧品及び健康食品の販売
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し法人の事業の推進活動を行なうために入会した個人

(2) 通信会員

会報、資料など会発行の資料を配付する会員

(3) 特別参加会員

この法人が主催する、講座、研修会に参加する正会員以外の会員

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

3 理事長は、第1項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき

(3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上10人以内

(2)監事 1~3人

2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長は、3人以内置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条 各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を遂行する。

4 監事は、次の掲げる職務を行なう。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、決議の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員には、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関する必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び收支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び收支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集があったとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、そ

の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法（電子メール等）により、開催の日のすくなくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、全ての議事が出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法（電子メール等）によって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 49 条の規定の適用について、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者（書面または電磁的方法（電子メール等）の表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面または電磁的方法（電子メール等）をもって招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合には、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法（電子メール等）により、開催日の少なくとも 7 日前に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、緊急を要する議事を除き第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法（電子メール等）をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記

名押印または署名押印しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収入
- (5)事業に伴う収入
- (6)その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

~~この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。~~

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条 各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を支出するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経てなければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席者の過半数をもって決した特定非営利活動法人、又は、公益社団法人・公益財団法人に寄付するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載してこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するための、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行なう。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雜則

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 6 月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

(1) 入会金 4,000 円

(2) 年会費 6,000 円

通信会員・特別会員は無料とする。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	金井省吾	理事	大藏智恵子
副理事長	小西伸彦	理事	小倉利夫
副理事長	棚橋正光	理事	館野真一
理事	間瀬正三	監事	野中敏博
理事	島津陳子		

7 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

8 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和7年度

事業計畫

特定非営利活動法人 ヒューレック研究会

1 事業実施の方針

令和7年度は、芸術表現を通じて人々の感性・創造力を育み、教育・福祉・地域貢献の融合を目指すものである。特にオリジナルミュージカルの製作・公演を中心に据え、他の関連事業と連携することで、持続可能な社会的価値の創出を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,000】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
自然隨順を通しての実習や研修	自然環境を活かした感性トレーニングや創作活動と自然体験の融合による学びの深化また、ミュージカル参加者でなくとも、自然の摂理に従い、心身の調和を図ることを目的とした研修を実施。	年1回または2回	東京近郊	10人	会員・一般参加者	10人	100
研究会講師、指導者の養成、育成	ミュージカルの稽古を通してミュニケーション力、ファシリテーション技術、倫理観などを学び、実践力を高める。	オリジナルミュージカルの日時に準じる	地域施設	10人	会員・一般参加者	20人	100
キャリア開発等の研修会の開催	舞台制作・運営を通じたチームビルディング研修 自己理解・職業観の育成を目的としたスキルアップ講座	ミュージカルの製作期間に加え、セミナーを年2回または3回実施	地域施設	10人	会員・一般参加者	20人	100
オリジナルミュージカルの製作、公演及び慰問	偉人や人々の想いを題材にしたオリジナルミュージカルを制作。ミュージカル公演にむけての稽古や公演を通じて文化芸術の振興を図るとともに、ミュージカル参加の居場所の確率、心身の健康増進を図る。公演後は福祉施設や病院などへの慰問活動もを行い、心の交流と癒しを届ける。	台本作成期間：5か月の内、月1回または2回台本会議を実施。 公演に向けての稽古：全30回（公演本番3か月～4か月前から実施） 公演本番：年1回（11月または12月）	地域施設	10人	会員・一般参加者	30人	600
創造力開発のためのワークショップ等の開催	ミュージカル制作に連動したワークショップの開催 脚本づくり・演技・衣装や小道具作成などの体験型学習	随時	地域施設	10人	会員・一般参加者	30人	100

(2) その他の事業

(事業費の総費用【3,500】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費（千円）
モバイル事業	通信キャリアの代理店としてスマートフォンやSIMの販売 スマホ教室やデジタルサポートの提供（高齢者向けなど）	通年	東京都内近郊	2	3000
化粧品及び健康食品の販売	既存ブランドの代理店として化粧品や健康食品の販売 定期購入などのリピーター獲得	通年	東京都内近郊	2	500

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 ヒューレック研究会

1 事業実施の方針

令和8年度は、人員の増員、参加者の増員を意識しつつ、令和7年度に引き続き、芸術表現を通じて人々の感性・創造力を育み、教育・福祉・地域貢献の融合を目指すものである。特にオリジナルミュージカルの製作・公演を中心に据え、他の関連事業と連携することで、持続可能な社会的価値の創出を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,100】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
自然随順を通しての実習や研修	自然環境を活かした感性トレーニングや創作活動と自然体験の融合による学びの深化また、ミュージカル参加者でなくとも、自然の摂理に従い、心身の調和を図ることを目的とした研修を実施。	年1回または2回	東京近郊	12人	会員・一般参加者	10人	100
研究会講師、指導者の養成、育成	ミュージカルの稽古を通してミュニケーション力、ファシリテーション技術、倫理観などを学び、実践力を高める。	オリジナルミュージカルの日時に準じる	地域施設	12人	会員・一般参加者	20人	100
キャリア開発等の研修会の開催	舞台制作・運営を通じたチームビルディング研修 自己理解・職業観の育成を目的としたスキルアップ講座	ミュージカルの製作期間に加え、セミナーを年2回または3回実施	地域施設	12人	会員・一般参加者	20人	100
オリジナルミュージカルの製作、公演及び慰問	偉人や人々の想いを題材にしたオリジナルミュージカルを制作。ミュージカル公演にむけての稽古や公演を通じて文化芸術の振興を図るとともに、ミュージカル参加の居場所の確率、心身の健康増進を図る。公演後は福祉施設や病院などへの慰問活動も行い、心の交流と癒しを届ける。	台本作成期間：5か月の内、月1回または2回台本会議を実施。 公演に向けての稽古：全30回（公演本番3か月～4か月前から実施） 公演本番：年1回（11月または12月）	地域施設	12人	会員・一般参加者	35人	700
創造力開発のためのワークショップ等の開催	ミュージカル制作に連動したワークショップの開催 脚本づくり・演技・衣装や小道具作成などの体験型学習	随時	地域施設	12人	会員・一般参加者	35人	100

(2) その他の事業

(事業費の総費用【3,500】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
モバイル事業	通信キャリアの代理店としてスマートフォンやSIMの販売 スマホ教室やデジタルサポートの提供（高齢者向けなど）	通年	東京都内近郊	4	3000
化粧品及び健康食品の販売	既存ブランドの代理店として化粧品や健康食品の販売 定期購入などのリピーター獲得	通年	東京都内近郊	4	500

設立・定款変更用

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 ヒューレック研究会

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費 正会員受取会費		60,000		0	60,000
4 事業収益 自然随順を通しての実習や研修 研究会講師、指導者の養成、育成 オリジナルミュージカルの製作、公演及び慰問 キャリア開発等の研修会の開催 創造力開発のためのワークショップ等の開催 その他目的を達成するために必要な事業 モバイル事業 化粧品及び健康食品の販売	10,000 550,000 10,000 10,000	580,000	3,000,000 100,000	3,100,000	3,680,000
5 その他の収益 受取利息 雑収入	100,000			0	100,000
経常収益計		740,000		3,100,000	3,840,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費 給料手当 役員報酬	100,000 100,000			0	100,000
(2) その他経費 外注費 広告宣伝費 会議費 消耗品費 会合費 印刷費 支払手数料 租税公課 雑費	250,000 30,000 10,000 12,000 100,000 80,000 10,000 0 30,000	522,000	100,000 100,000 3,000 3,000 100,000 3,000	309,000	831,000
事業費計		622,000		309,000	931,000
2 管理費					
(1) 人件費 給料手当 役員報酬	100,000 100,000			0	100,000
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 通信費 事務用品費 支払手数料 支払報酬 印刷費 雑費	10,000 5,000 50,000 5,000 5,000 500,000 10,000 5,000	90,000	10,000 5,000 50,000 500,000 50,000	615,000	705,000
管理費計		190,000		615,000	805,000
経常費用計		812,000		924,000	1,736,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ···①		-72,000		2,176,000	2,104,000
【C】 経常外収益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ···②		0		0	0
経理区分振替額 ···③		2,176,000		-2,176,000	
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ···④		2,104,000		0	2,104,000
法人税、住民税及び事業税 ···⑤ 前期繰越正味財産額 ···⑥				70,000 -1,664,171	
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥				369,829	

令和8年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人 ヒューレック研究会

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費 正会員受取会費		100,000		0	100,000
4 事業収益 自然随順を通しての実習や研修 研究会講師、指導者の養成、育成 オリジナルミュージカルの製作、公演及び慰問 キャリア開発等の研修会の開催 創造力開発のためのワークショップ等の開催 その他目的を達成するために必要な事業 モバイル事業 化粧品及び健康食品の販売	10,000 15,000 550,000 15,000 15,000	605,000	1,100,000	1,705,000	
5 その他の収益 受取利息 雑収入		100,000		0	100,000
経常収益計		805,000	1,100,000	1,905,000	
(B) 経常費用					
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬		100,000		0	100,000
(2) その他経費 外注費 広告宣伝費 会議費 消耗品費 会合費 印刷費 支払手数料 租税公課 雑費	250,000 30,000 10,000 12,000 100,000 80,000 50,000 0 30,000	562,000	309,000	871,000	
事業費計		662,000	309,000	971,000	
2 管理費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬		100,000		0	100,000
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 通信費 事務用品費 支払手数料 支払報酬 印刷費 雑費	10,000 5,000 50,000 5,000 5,000 10,000 5,000	90,000	515,000	605,000	
管理費計		190,000	515,000	705,000	
経常費用計		852,000	824,000	1,676,000	
当期経常増減額【A】-【B】...①		-47,000	276,000	229,000	
(C) 経常外収益					
経常外収益計		0	0	0	
(D) 経常外費用					
経常外費用計		0	0	0	
当期経常外増減額【C】-【D】...②		0	0	0	
経理区分振替額...③		276,000	-276,000		
税引前当期正味財産増減額①+②+③...④		229,000	0	229,000	
法人税、住民税及び事業税...⑤ 前期繰越正味財産額...⑥				70,000 369,829	
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥				528,829	